

予約
不要

ひこうき展

実際に人が乗れる飛行機や、飛行機製作に関する資料、部品・工具などを展示します。

日時 8月19日(火)～24日(日)午前9時～午後5時

会場 ゆとりぎ1階ホワイエ・小ホール・展示室

■電動飛行機の展示 (1階ホワイエ)

体験事業で組み立てた電動飛行機を展示します。フライトシーンなどの映像を見ることができ、プロペラを回すデモンストレーションも行います。

■クラシック機「ニューポール11型」(複製)の展示 (小ホール)

実際に飛ぶことができる飛行機で、シミュレータ映像による操縦体験ができます。

操縦体験時間

□午前の部…午前10時～11時45分

(整理券配布:午前9時30分～)

□午後の部 午後1時30分～3時15分

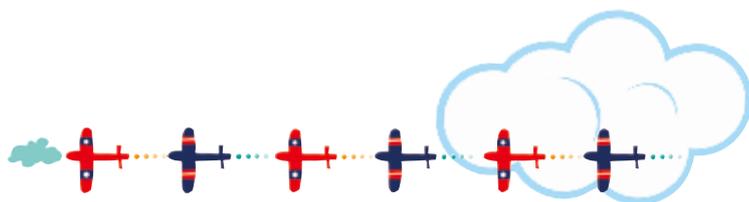
(整理券配布:午後1時～)

定員 午前・午後とも20人
(先着順)

体験時間 1人5分(入替え含む)



▲ニューポール11型
(複製)



■飛行機製作に関する資料などの展示 (展示室)

飛行機工場のように、機体製作中の写真や設計図面、製作中の飛行機部品・工具などを展示します。製作実演も見られます。

要予約

講演会

「飛行機の誕生

ーはじまりはどうだった?ー」

会場内を空撮した映像を見ながら、飛行機の誕生にまつわる工夫などについて話します。

日時 8月24日(日)午後2時～

会場 ゆとりぎ大ホール

定員 170人(応募多数の場合は抽選)

講師 四戸哲さん(㈱オリン
ポス代表取締役)

申込期限 7月31日(木)(必着)



▶四戸哲さん

要予約

イベントの申込方法

- ◆デモフライト「あつまれ!ソーラープレーンおうえん隊」
- ◆ワークショップ「作って飛ばそう! My ひこうき」
- ◆講演会「飛行機の誕生ーはじまりはどうだった?ー」

対象 羽村市・青梅市・福生市の小・中学生、高校生

参加費 いずれも無料

応募方法 次の①または②の方法で応募してください。イベントにより申込期限が違います。注意してください。

①はがきに「イベント名・住所・氏名・電話番号・学校名・学年・保護者同伴の場合は保護者氏名」を記入し、在住市の応募先へ郵送

※1つのイベントにつき1枚のはがきが必要です。

②各市の担当課窓口で配布する申込書に必要事項を記入し、直接在住市の窓口へ

※ワークショップは、参加を希望する市の応募先へ申し込んでください。

※応募多数の場合は抽選となります。抽選結果ははがきで通知します。

※講演会は、当選はがきと引換えで、当日座席券を渡します。

※講演会は未就学児の一時保育(有料)があります。希望する方は、参加決定後、8月15日(金)までにゆとりぎへ問い合わせてください。(定員15人)

応募先

【羽村市】 ゆとりぎ子ども体験塾担当

☎ 570-0707 〒205-0003 羽村市緑ヶ丘1-11-5

【青梅市】 社会教育課子ども体験塾担当

☎ 0428-22-1111 〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1

【福生市】 生涯学習推進課子ども体験塾担当

☎ 551-1950 〒197-8501 福生市本町5

後期高齢者医療制度

～保険料・負担軽減制度など～

問合せ 市民課高齢医療・年金係④ 138

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料の算定基礎となる保険料率は、2年間の財政運営期間における医療給付費などに応じて、東京都後期高齢者医療広域連合が2年ごとに定めることとなっています。

平成26・27年度の保険料率は、医療給付費の増加などに伴い大幅な上昇が見込まれ、保険料の増加抑制対策を講じましたが、一定の負担をお願いすることとなりました。保険制度の安定的な運営のため、ご理解をお願いします。

平成26・27年度保険料

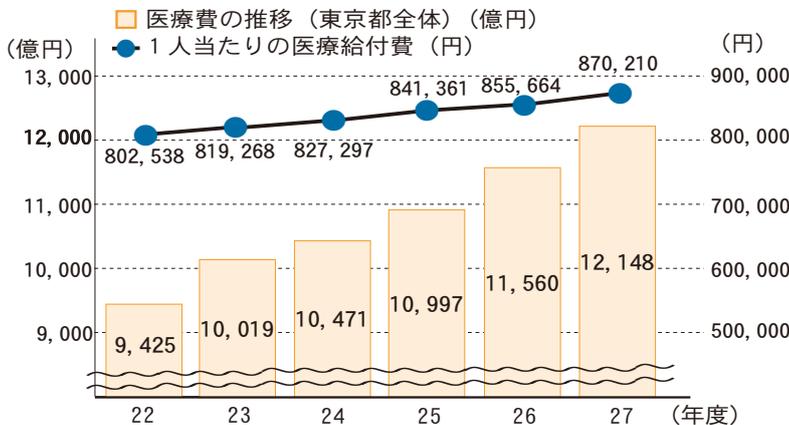
均等割額	被保険者1人あたり 42,200円
+	所得割額
	所得金額(*) ×8.98%
	年間保険料額
	100円未満切捨て 上限額57万円

(*)所得金額：前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から基礎控除額33万円を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除対象外)

市区町村の負担による保険料抑制対策

本来保険料で賄うべき費用について、下表(右)のとおり市区町村が負担して保険料の抑制をしています。

医療費(東京都全体)と1人当たりの医療給付費の推移



※平成22～24年度は実績値、平成25～27年度は推計値です。

保険料抑制対策の羽村市負担額の推移

(単位：千円)

年度	保険料軽減措置の負担	葬祭費分の負担	合計
22年度	21,861	10,700	32,561
23年度	15,906	12,180	28,086
24年度	17,519	12,750	30,269
25年度	18,052	14,750	32,802
26年度	21,570	17,950	39,520

※平成22～24年度は決算額、平成25年度は決算見込額、平成26年度は予算額です。

8月1日(金)から

後期高齢者医療制度の
保険証が変わります



現在の後期高齢者医療被保険者証(青竹色)の有効期限は、7月31日(木)までです。

8月1日(金)からの新しい被保険者証(オレンジ色)は、原則として、7月中旬以降に住居登録をしている住所へ簡易書留郵便(郵便局員が直接手渡し)で送付します。
不在の場合、ポストへ「郵便物等お預かりのお知らせ」が入るので、郵便局に連絡し再配達を依頼するか、直接郵便局の窓口へ受け取りに行ってください。

なお、郵便局の保管期限を過ぎると、被保険者証は市へ戻されます。8月になっても被保険者証が届かない場合は、市民課高齢医療・年金係へ問い合わせてください。